牧之原市樹木粉砕機貸出要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、市内の森林や竹林を整備し、里山保全を図るとともに、緑化木剪定枝等の草木ごみの資源化を推進するために、市が所有する樹木粉砕機（以下「粉砕機」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出の対象者）

第２条　粉砕機を借り受け、使用することができる者（以下「貸出対象者」という。）は、市が実施する樹木粉砕機使用講習を受講した者で、市内で活動する次の各号のいずれかに該当する団体とする。

（１）　環境ボランティア団体及びこれに類する者

（２）　自治会

（３）　農業者団体

（４）　その他市長の認めた団体

（貸出期間）

第３条　粉砕機の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した 14 日以内とする。ただし、返却日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に該当するときは、これらの日の翌日を返却日とする。

（使用料）

第４条　粉砕機の使用料は、無料とする。ただし、使用に関し必要な経費は、貸出対象者が負担するものとする。

（貸出の予約）

第５条　貸出対象者は、貸出を希望する日の属する月の３箇月前の初日（この日が休日等に当たるときはその翌日）から前日までに予約を行うことができる。

（貸出の申請）

第６条　貸出対象者は、貸出を希望する日の前日までに、樹木粉砕機貸出許可申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（貸出の許可）

第７条　市長は、前条の規定による申請を許可したときは、貸出許可証（様式第２号）を交付する。

２　市長は、前項の規定により許可するときは、貸出許可証に条件を付すことができるものとする。

３　第１項の規定により貸出の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、

市長の指定する場所（以下「指定保管場所」という。）で粉砕機の受領を行うものとする。この場合において、使用者は、貸出許可証を市職員に提示しなければならない。

（運搬経費）

第８条　貸出期間中における粉砕機の運搬に要する経費は、使用者の負担とする。

（粉砕機の返却）

第９条　使用者は、許可期間の末日までに、市職員の立会いの下、貸出を受けた粉砕機を指定保管場所へ返却しなければならない。

（実績報告）

第 10 条　使用者は、粉砕機の返却後、速やかに使用実績報告書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第 11 条　使用者は､粉砕機の使用について次の事項を遵守しなければならない。

（１）　粉砕したものを資源として有効利用し、一般廃棄物として処理しないこと。

（２）　近隣住宅への騒音及びごみの散乱等に十分配慮すること。

（３）　粉砕機に異常がある場合は、市に報告しその指示に従うこと。

（４）　第三者に転貸しないこと。

（５）　営利目的に使用しないこと。

（６）　処理能力を超えて使用しないこと。

（７）　市外の土地及び市外から持ち込まれた草木に使用しないこと。

（８）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守すること。

（貸出の中止）

第 12 条　使用者が、前条の規定に違反したとき又は災害時等やむを得ない事由で市が使用するときは、貸出を中止する。

（事故の補償）

第 13 条　使用者の責めに帰すべき事由により、自己若しくは第三者に損害を生じさせた場合には、使用者の責任においてこれを補償しなければならない。

（粉砕機の補償）

第 14 条　使用者の責めに帰すべき事由により、粉砕機を故障、破損又は損失させた場合には、使用者の責任においてこれを修理しなければならない。

（事故報告）

第 15 条　使用者は、粉砕機の使用又は運搬の際に事故が発生したときは、速やかに市に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

（その他）
第16条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この告示は、平成23年４月１日から施行する。
（施行期日）
１　この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行の際、現に旧告示の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式第１号（第６条関係）

樹木粉砕機貸出許可申請書

年　　月　　日

牧之原市長

住所

団体名

代表者　　　　　　㊞

牧之原市樹木粉砕機貸出要綱第６条により使用の申請をします。

使用日時	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで
使用目的	
使用場所	牧之原市
使用面積	約　　㎡
作業参加人数	人
粉砕物	
粉砕物の発生場所 ※使用場所と異なる場合に記入	
粉砕物の利用方法	
加入保険状況	団体　　　　個人
粉砕機の取扱いをする者のうち代表者	住所 氏名 電話
粉砕機の取扱いをする者	氏名

添付書類

・使用場所、粉砕物発生場所の地図の写し

様式第２号（第７条関係）

貸出許可証

第　　　　号

年　　月　　日

様

牧之原市長（公印省略）

申請のありました内容については、次のとおり許可とします。注意事項を遵守の上使用してください。

許可期間	年　月　日　時　分　から 年　月　日　時　分　まで
許可の条件	

注意事項

1　本証は、紛失しないよう大切に保管すること。

2　操作マニュアル及び取扱説明書の事項を遵守し取り扱うこと。

3　粉砕機を使用できる時間は、午前９時から午後４時までとし、それ以外の時間には使用しないこと。

4　作業時には、ヘルメット、手袋、耳栓等を装着すること。

5　粉砕機は、樹木粉砕機使用講習を受講した者のみが使用し、その他の者は使用しないこと。

6　粉砕作業を行うに当たっては、平坦地を選び、周囲の安全には十分注意を払い、粉砕する木材等に土、石等が付着していないかをよく確認し、土、石等が付着している木材等を粉砕しないこと。

7　貸出期間中の粉砕機の保管については、盗難及び水濡れに十分注意を払い、屋根のある場所又はシート等で覆い保管すること。

8　運転のため使用した燃料については、その使用分の燃料を補給し返却すること。

9　粉砕機を稼動しているときには、粉砕機の周辺に使用者以外の人を近づけないこと。

10　使用後は点検及び清掃を行い、次回の使用に支障のないようにすること。

11　貸出中における事故等については、使用者及び作業参加者の自己の責任とし、粉砕機が損傷した場合は責任をもって修繕を行うこと。

12　粉砕機返却後、速やかに使用実績報告書（様式第3号）を提出すること。

様式第3号（第10条関係）

使用実績報告書

年　　月　　日

牧　之　原　市　長

住所

団体名

代表者　　　　　　　㊞

牧之原市樹木粉砕機貸出要綱第10条により報告をします。

許可証番号	年　　月　　日　付け　　　第　　　号
粉砕した草木の量	約　　　　m^3　　　　　　　　　（　　　　　　ｔ）
実質作業時間	約　　　時間
作業参加人数	人
粉砕物の利用方法	
作業中問題となった事項	
使用に当たっての特記事項	機械の状態について気づいたこと その他（意見・感想等）

添付書類
・作業前写真（２枚程度）
・作業後写真（２枚程度　同一の場所を撮影したもの）
・作業中写真（１枚程度）